

令和8年度

進路説明資料

1	小学部から高等部までの進路学習	・・・p1
2	高等部卒業後の進路	・・・p4
3	進路決定までのスケジュール	・・・p6
4	サービス利用・就職までの流れ	・・・p9
5	卒業後の生活・就労支援	・・・p11

福井県立嶺北特別支援学校

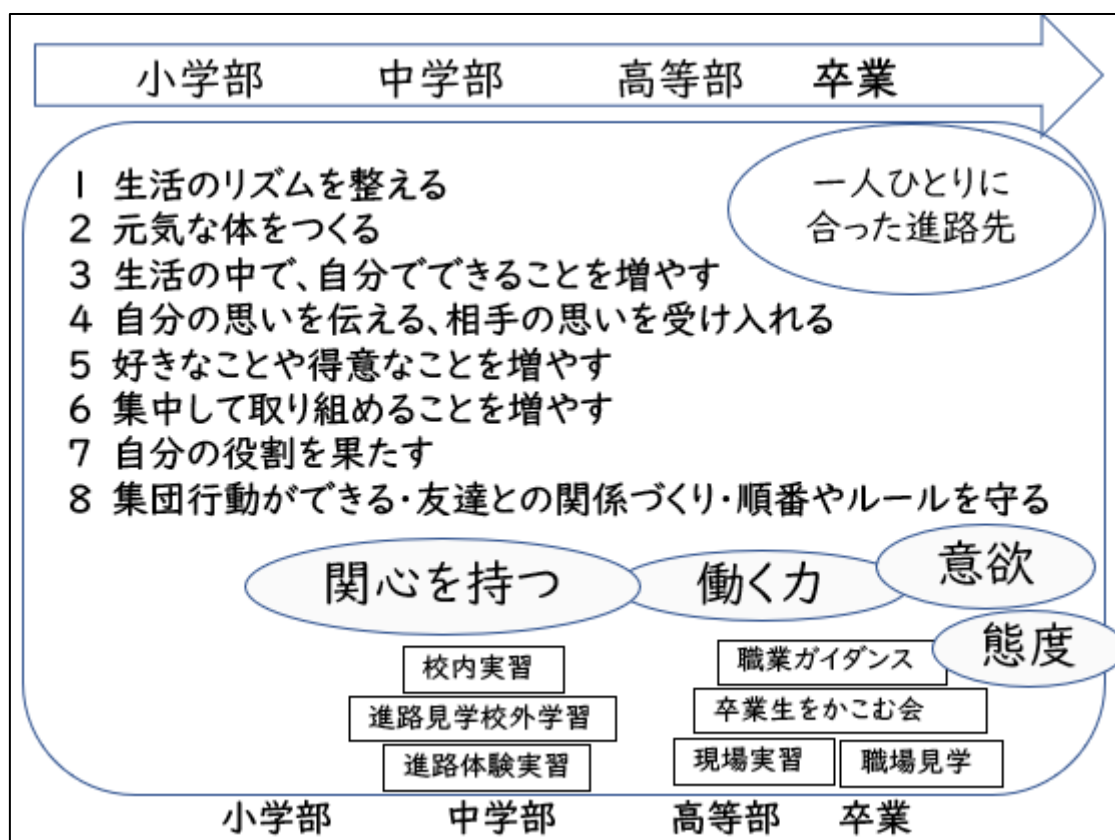
進路指導部

はじめに

自信を持って「ここに通いたい!」と思える進路先を選び、卒業後、自分らしく生きるためにはどうしたらよいのでしょうか?「まだ小学部だから」「進路と言われても何をしたらいいのか分からない」「高等部になってから考えようかな」と思うかもしれませんが、自分(お子さん)らしい生き方を実現するためには、小・中・高と段階を追って必要な力を付けていくことが大切です。希望の進路実現のために、「今」からできることを積み上げていきましょう。「今」の積み重ねが「卒業後」に続いています。

Ⅰ 小学部から高等部までの進路学習

— 小学部から高等部までの「積み上げる」進路学習 —



小学部 毎日の学習の中に、進路につながる活動がたくさん含まれています。例えば、あいさつをする、友達と仲良く遊ぶ、友達と協力する、簡単な係の仕事をする、運動をして体力を付ける、丈夫な体をつくる、規則正しい生活リズムを身に付けるなどです。これらの力は将来の進路選択に関わってきますので、お子さんのペースを大事にしながら、小学部から高等部までを通して積み上げていきましょう。

★おうちの方へ

御家庭でできることがたくさんあります。「家族の手伝い」や「遊んだ後の片づけ」などは時間が掛かるかもしれませんが、将来の生活に必要なことです。簡単なことから始め、ゆっくりと関わるようにしてください。成功体験を積み重ねながら少しずつできることを増やしていきましょう。

【中学部】 作業学習の授業が始まります。仕事をする上で基礎となる力を育てます。中学部対象の進路行事もあり、「働く」ことや「将来の生活」について関心を高めます。

★中学部の進路を考える行事

・進路見学校外学習

高等部の先輩が現場実習で働く様子を見学し、働くことや進路について関心を持つ機会とします。

・校内実習

特別時間割を設定して、学級やグループごとに長時間の作業に取り組みます。毎日作業に取り組むことで、作業に見通しを持ったり、作業の知識や技能を身に付けたりします。

・進路体験実習

福祉サービス事業所で一日作業を体験します。

【高等部】 職業教科や作業学習の授業が増え、産業現場等における現場実習があります。「働く力」「意欲」「態度」を高め、卒業後の自分らしい生活に向けての総仕上げをします。

★高等部の進路を考える行事

・現場実習（高等部1～3年） ※P7 に詳細

企業や福祉サービス事業所の協力を得て、1～3週間、それぞれの実習先で就労体験を行います。

・進路学習、職場見学（高等部1年）

進路ガイダンスを行い、職業教科や作業学習の目的について考えたり、卒業後の進路について学習したりします。卒業生が働く事業所を見学し、働くことに対する意識を高めます。

・職業ガイダンス（主に職業教科班1・2年）

外部機関より講師を招き、働く上での心構えや就労で求められる力について話を聞きます。

・卒業生をかこむ会（主に職業教科班）

企業や福祉サービス事業所で働いている卒業生を招いて、仕事の内容や休日の過ごし方などについての話を聞き、卒業後の就労・生活への意欲、関心を高めます。

御家庭で取り組んでいただきたいこと(小・中・高共通)

★お子さんの生活リズムを整えてください

- ・寝る時間、起きる時間を毎日同じ時間にします。高等部では自分で時間の管理ができるようになります。
- ・テレビや DVD、スマートフォン、タブレットを観る時間やルールを決めます。

★お子さんと関わる時間を持ってください

- ・親子で一緒に遊んだり、料理をしたり、掃除をしたりする。
- ・親子の時間を過ごすことでお子さんの心が安定し、社会で頑張る力が生まれます。

★お子さんのペースに合わせて、自分でできることを見つけてください

- ・簡単なこと(確実にできること)から始め、ゆっくりと丁寧に。
- ・たくさん褒めましょう。褒められることで自信が付き、自己肯定感につながります。また、次への意欲も高まります。
- ・できないことよりできることに注目し、さらに伸ばしましょう。

★卒業後の進路に関する情報を今から集めてください



・事業所見学会(7月中旬予定)

バスに乗り合わせて事業所を見学します。いろいろな事業所を自分の目で確かめるチャンスです。毎年行われますが、見学できる事業所の数は限られています。早い時期から参加されると、お子さんの卒業までにたくさんの職場を見学することができます。

・卒業後の就労・生活を考えるセミナー(R9 年12月上旬予定・・・R8 年度は行いません)

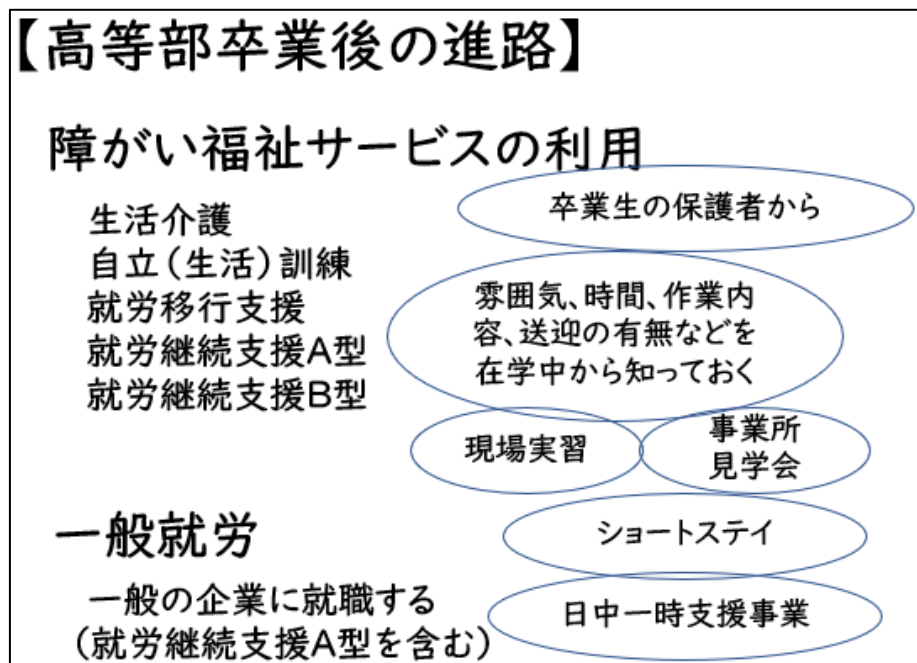
福祉サービス関係機関から講師を迎え、卒業後に利用できるサービスや支援について具体的なお話を聞かせてもらいます。また、市の福祉・年金担当者にも来ていただき、福祉制度や障害基礎年金についても話を聞きます。

・進路通信「れいほく」(年5回発行予定)

進路情報、行事の報告など進路について情報が得られます。

2 高等部卒業後の進路

高等部卒業後の進路は、大きく分けると障がい福祉サービスの利用か一般就労になります。



① 日中通う障がい福祉サービス

生活介護

- ・入浴・排せつ・食事等の介護やその他必要な日常生活上の支援を行う。
- ・創作的活動または生産活動の機会の提供を行う。
- ・身体機能または生活能力に応じて必要な援助を行う。
- ・障がい支援区分の認定調査が必要で、障がい支援区分3以上の人が利用できる。

療養介護

- ・医療と常時介護が必要な人に、病院などで日中に行われる機能訓練や療育上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上の援助を行う。

自立訓練(生活訓練)

- ・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援などを行う。
- ・2年間の期限あり。

就労移行支援

- ・一般企業等への就労に向けて、事業所内や企業における作業や実習を行う。
- ・2年間の期限あり。
- ・就職後、職場定着支援が受けられる。

就労継続支援A型

- ・雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。能力が高まった者について、一般企業への就労に向けて支援を行う。

就労継続支援B型

- ・就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う。
- ・卒業後すぐに利用する場合は、就労移行支援事業所でのアセスメントが必要。

日中一時支援

- ・障がいのある方を日常的に介護している家族の就労支援と一時的な休息のために、障がいのある方を一時的に預かり、見守り等を行う。

② 居住系の障がい福祉サービス

施設入所支援

- ・施設に入所する方に対して、休日や夜間に入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を提供する。
- ・日中は生活介護サービスを利用。
- ・障がい支援区分の認定調査が必要で、障がい支援区分4以上の人が利用できる。

共同生活援助（グループホーム）

- ・主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や食事等の介護を行う。

短期入所（ショートステイ）

- ・施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事介助等の必要な保護を受ける。
- ・障がい支援区分の認定調査が必要で、障がい支援区分1以上の人が利用できる。

③ 一般就労

一般の企業への就職

- ・本校の卒業生は企業の障がい者雇用枠での雇用となる。
- ・雇用主と労働契約を交わし、給料が支払われる。
- ・会社の一員として責任と役割が求められる。
- ★作業の力だけでなく、あいさつや体調の自己管理、コミュニケーション、社会的なマナーをしっかり身に付けておくことが大事です。

3 進路決定までのスケジュール(高等部3年間)

① 高等部の現場実習について

高等部では、企業や福祉サービス事業所での仕事や生活を実際に体験するため、現場実習を行っています。進路先を決定するための貴重な体験の機会であり、現場実習を通して自分に合った仕事、過ごし方について考えていきます。

- | | |
|----|--|
| 目的 | 1 実際に、企業や福祉サービス事業所で働く(利用する)経験を通して、適性や課題を把握する。
2 本人・保護者が卒業後の進路について考える。 |
|----|--|

- | | |
|----|--|
| 時期 | 1年生対象・・・1週間(9月下旬～10月上旬)
2年生対象・・・2週間(5月下旬～6月上旬)
3年生対象・・・前期実習 2週間(6月中旬～下旬)※企業実習は3週間
後期実習 2週間(11月中旬～下旬)※企業実習は3週間 |
|----|--|

★計4回の実習を有効に使う

- ・事業所によって、作業内容や日課、作業時間、雰囲気などがかなり違います。また、普段、放課後等デイサービスで利用している事業所でも、卒業後に使うサービスとは活動内容や職員、過ごす場所が異なる場合が多いです。通勤に掛かる時間や送迎サービスの有無も含め、在学中にいろいろな事業所を見学し、自分(お子さん)に合った実習先を選ぶようにしましょう。
- ・保護者懇談時や連絡帳等で進路希望や実習先について相談します。進路担当者が懇談に入ることもできますので担任を通してお知らせください。
- ・3年の後期実習は、基本的に卒業後利用希望の福祉サービス事業所(企業)での実習になります。

実習先の選び方・依頼	生徒本人の気持ちや特性を大事に、本人・保護者と学校が相談して決めていきます。以下のことを大事にしながら決定し、学校が実習先に依頼します。
------------	--

- ・本人の特性や課題
- ・本人の適性(どんな作業が向いているのか)
- ・実習先の作業内容(日課)と環境
- ・通勤方法

★実習先を決める前に、本人と保護者が一緒に見学をするようにお願いします。

実習中の通勤 自宅からの通勤を基本にしています。

- ・保護者送迎または自力通勤（徒歩・自転車・公共交通機関の利用）
- ・原則、実習期間中は事業所の送迎車は使えません。

★将来の社会生活を考えたとき、自力通勤の経験は大事です。可能な限り挑戦しましょう。

実習中の賃金 学校の学習活動として行きますので賃金は受け取りません。

実習後の評価 進路担当者が実習先に出向き、評価を聞きます。

- ・実習中の様子を聞き、「評価表」を受け取ります。
- ・実習先からの評価をもとに、保護者懇談等で振り返り、今後の課題や卒業後の進路について考えます。

【現場実習を通して】

- 1 実習先から評価をもらいます。
- 2 今後の学習課題を見つけます。
- 3 課題をもとに、学校の学習を頑張ります。
- 4 事業所の定員状況や、卒業後の受け入れについて確認します。

卒業後の進路を決めていきます。



②高等部 3 年間の流れ

1 年 生	5月 進路相談 6月 進路希望調査 7月 進路相談 10月 現場実習(1週間)と振り返り 福祉サービス事業所での実習になります。 1月 進路希望調査 3月 進路相談 *2年の実習先について話し合います。
2 年 生	5月 進路相談 6月 現場実習(2週間) 企業も福祉サービス事業所も2週間です。 7月 進路相談 *6月実習について振り返り、3年実習の方向性を話し合います。 1月 進路希望調査 3月 進路相談 *3年の前期実習先について話し合います。
3 年 生	5月 進路相談 *進路希望先を絞り込んでいきます。 6月 前期現場実習(2週間 *企業実習は3週間です。) 7月 進路相談 *実習を振り返り、希望の進路先について話し合います。 11月 後期現場実習(2週間 企業実習は3週間です。) *企業への就労を希望する生徒は卒業後の就労を想定した実習になります。 就労に向けて見極めの実習です。 *福祉サービス事業所を希望する生徒は卒業後希望する事業所で実習し、 事業所の方に本人の特性等を理解してもらいます。 実習後～1月 進路先の決定 *企業で実習した生徒は企業に雇用の可否を判断してもらいます。 2月～3月 個別移行支援会議 *卒業後の利用サービス内容や支援体制を確認します。

★福祉サービス事業所を希望する生徒は、長期休業中に日中一時支援事業や放課後等デイサービスを利用するなどして事業所の雰囲気を知るのもよいでしょう。

4 サービス利用・就職までの流れ

3年生の後期現場実習後、冬休みから3学期にかけて手続き等が始まります。

障がい福祉サービスを利用の場合 市町の福祉課へ申請となります。

福祉サービス利用の手続き

① 相談

相談支援専門員と契約を結んでいない方は、相談支援事業所を1か所選びます。契約を結んで、「サービス等利用計画」の作成を依頼します。すでに契約している方は、利用したいサービス内容を相談支援専門員に相談してください。

② 受付・申請

障がい福祉サービスを利用するためには、市町の福祉課に申請をしなければなりません。

③ 障がい支援区分の認定

認定調査員による訪問調査があります。この調査と医師の意見書をもとに審査・判定が行われ、障がい支援区分1～6が決定されます。

④ サービス等利用計画案の作成

契約している相談支援専門員が作成します。作成のために、相談支援専門員が自宅などに訪問し、本人との面接などを行います。

⑤ 支給決定

障がい支援区分やサービス等利用計画（案）をふまえてサービス内容が決定され、受給者証が交付されます。

⑥ サービス担当者会議

卒業後利用する事業所の職員や相談支援専門員など本人の生活に関わる人たちが集まり、卒業後のサービスや支援体制について確認します（移行支援会議を兼ねる場合もあります）。

⑦ 支給決定時のサービス等利用計画

サービス利用計画の本計画が作成されます。本人もしくは保護者の同意が必要です。

⑧ サービス利用

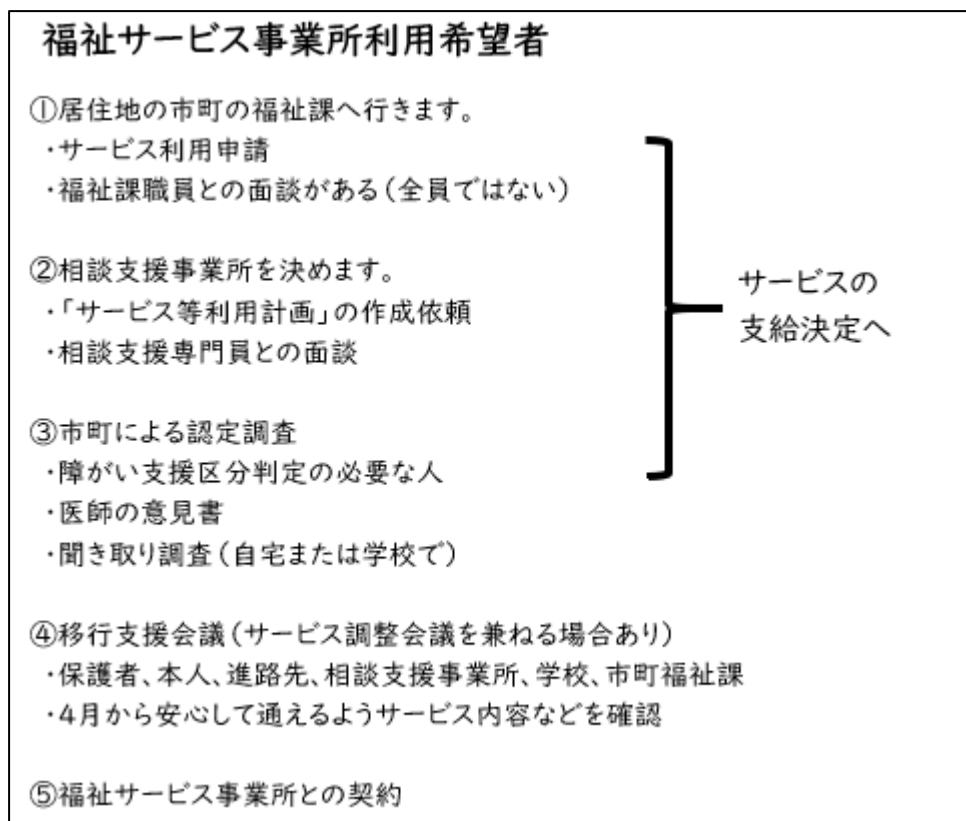
福祉サービス事業所と契約を結び、受給者証を提出してサービスを利用します。

⑨ 一定期間ごとのモニタリング

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しも含めて定期的に訪問しお話を伺います。

※令和7年10月1日から、新しい障がい福祉サービス「就労選択支援」が始まりました。卒業後すぐにA型事業所もしくはB型事業所を利用する場合は、在学中に「就労選択支援」のサービスを利用する必要があります。

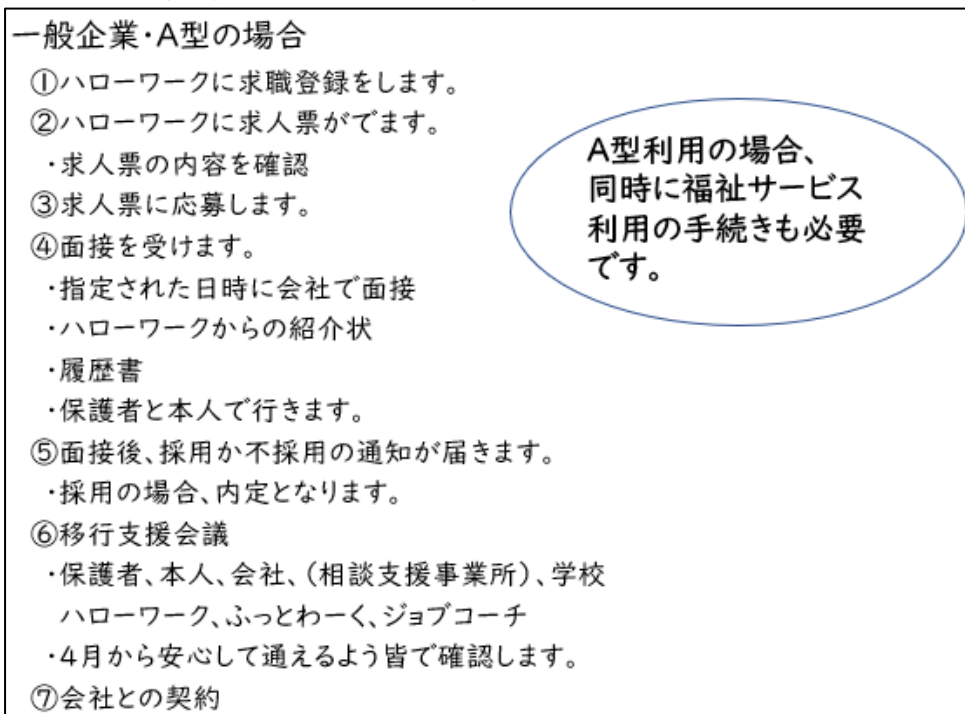
★手続きの一例（福祉サービス利用 ※就労継続支援A型を含む）



一般企業へ就職の場合

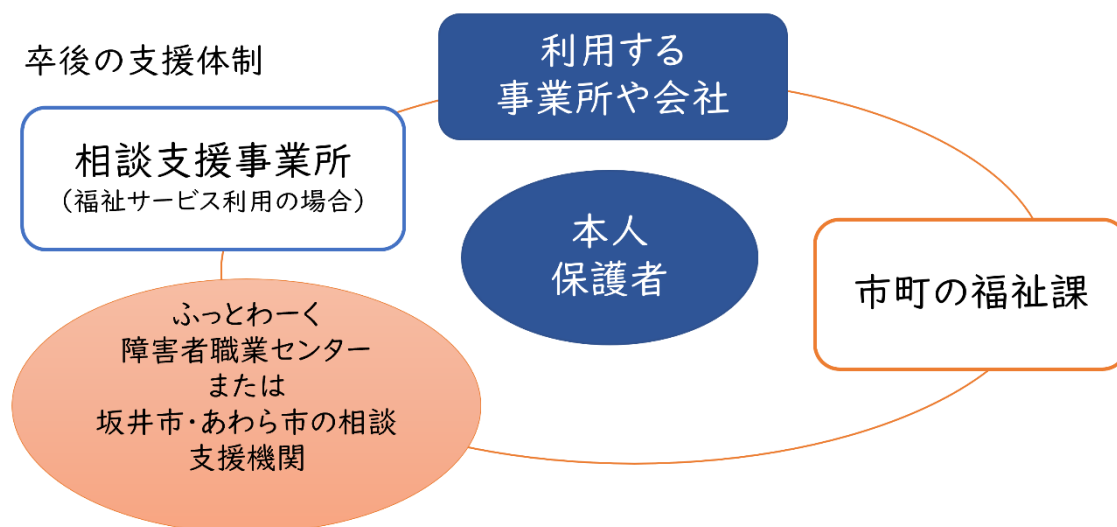
障がい者専用求人に応募し、就職を目指します。パート雇用や嘱託雇用など雇用形態は様々です。

★手続きの一例（企業・就労継続支援A型）



5 卒業後の生活・就労支援

仕事や生活の中で悩みや困ったことが出てきたら、職場や学校、関係機関に相談しましょう。卒業してからも自分らしく生き生きと過ごすためにも困ったら相談することが大切です。



6 おわりに

本人(お子さん)の希望と保護者の願い、学校のみたてが一致する進路先(★)に出会えるように、「今」できることから始めましょう。

悩みや迷うこともたくさんあると思いますが焦らないでください。子どもの成長はそれぞれです。早い子もいれば、ゆっくりゆっくり伸びていく子もいます。

高等部卒業時をゴールにせず、その時その時の本人(お子さん)の姿を大事にして進路先を決めていきましょう。

楽しく通い、やりがいを感じて働き、自分らしい生き方ができる、自信を持って「ここに通いたい!」と思える場所に出会えますように。

